

欧州連合司法裁判所、域外サイトを通じて個人輸入された知的財産権侵害品に対し、知的財産権者が水際措置による保護を享受できる旨の税関規則解釈を示す

2014年2月19日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州連合司法裁判所（CJEU）は、2月6日、欧州連合（EU）の税関における知的財産権の権利行使について定めるEU法である「特定の知的財産権の侵害が疑われる物品に対する税関の措置及び当該権利の侵害が認められた物品に対してとられるべき対策に関する2003年7月22日付理事会規則(EC) No 1383/2003」（以下、「旧税関規則」¹）の解釈について、デンマーク最高裁判所がCJEUに質問を付託していた事件に関して予備的判決を下した（事件番号はC-98/13）。

同判決は、「EU非加盟国のウェブサイトを通じてEU加盟国の領域内に居住する個人に対し販売された商品に対し、知的財産権者は、単にそれらの商品の（前述の個人による）取得のために当該商品が同EU加盟国内に入り込むその時点で、旧税関規則により与えられる水際措置による保護を享受できる」としている。この予備的判決により、単に個人的な使用の目的でEU域外のウェブサイトを経由して個人輸入された模倣品・海賊版が税関での水際措置の対象となることが明らかとなった。

【背景】

本件に係る質問付託は、デンマークの税関当局において押収された、中国のオンライン販売ウェブサイトを通じてBlomqvist（B氏）が個人的私用のために購入したRolexの模倣時計商品の廃棄を求めるRolex SA及びManufacture des Montres Rolex SA（Rolex）と、その廃棄への同意を拒否するB氏との間で争われた本訴訟事件に関するもの。

Rolexは、上記模倣時計商品の通関を停止するとともに、補償金が支払われることなく当該模倣時計商品を廃棄することをB氏に許可させるよう命じる決定を求めて、デンマークの海事・商事裁判所に提訴し、同裁判所はRolexの請求を認めた。

これに対し、B氏はデンマーク最高裁判所に上告。同裁判所は、旧税関規則による措置が適用されるためにはデンマークにおいて保護されている著作権又は商標権の侵害がデンマーク国内において生じなければならないとする。その上で、本訴訟事件におけるような状況において、知的財産権が実際に侵害されたか、すなわち、デンマークの法律上は、B氏による当該模倣時計商品の個人使用目的での購入は著作権及び商標との関係で違法ではない一方で、果たして、販売業者がデンマークの著作権法又は商標法に違反しているかとの問

¹ なお、2014年1月1日から、昨年6月に採択された新規則（税関の知的財産権エンフォースメントに関する、そして、理事会規則(EC) No 1383/2003を破棄する、2013年6月12日付欧州議会及び理事会規則(EU) No 608/2013：新税関規則）の適用が開始されている。詳細については、文末に示した、新税関規則に関する欧州知的財産ニュースを参照のこと。

題を提起した。また、デンマーク最高裁判所は、EU における著作権侵害・商標権侵害の成立の要件となる、「著作権情報社会指令」²上の意味における「公衆への頒布 (distribution to the public)」又は「共同体商標規則」及び「商標ハーモ指令」上の意味における「取引上の使用 (use in the course of trade)」が本訴訟事件において生じているかとの問題も提起。その上で、CJEU に対し予備的判決を求めて以下の質問を付託した。

【デンマーク最高裁判所が CJEU に付託した質問】

1. 著作権情報社会指令第 4 条(1)の規定は、第三国におけるウェブサイト経由で、当該商品が著作権で保護されている加盟国のものであると販売業者が認識する住所を有する個人購入者に対して、商品が販売・配送される旨の事業が合意され、当該商品の支払いがなされ、同個人購入者への配送が当該住所に宛ててなされた場合、これが著作権によって保護された商品の加盟国における「公衆への頒布」を構成すると解釈すべきか？それとも、このような状況においては、当該商品はこの販売に先立って、その商品が頒布される当該加盟国の消費者に直接宛てた又は同消費者向けのウェブサイト上での販売の申出又は広告の対象とされていなければならないといった条件も伴うか？
2. 商標ハーモ指令第 5 条(1)及び(3) の規定は、第三国におけるウェブサイト経由で、当該商標が登録されている加盟国のものであると販売業者が認識する住所を有する個人購入者に対して、当該商標が付された商品が販売・配送される旨の事業が合意され、当該商品の支払いがなされ、同個人購入者への配送が当該住所に宛ててなされた場合、これが商標の加盟国における「取引上の使用」を構成すると解釈すべきか？それとも、このような状況においては、当該商品はこの販売に先立って、問題の加盟国の消費者に直接宛てた又は同消費者向けのウェブサイト上での販売の申出又は広告の対象とされていなければならないといった条件も伴うか？
3. 共同体商標規則第 9 条(1)及び(2) の規定は、第三国におけるウェブサイト経由で、当該商標が登録されている加盟国のものであると販売業者が認識する住所を有する個人購入者に対して、当該共同体商標が付された商品が販売・配送される旨の事業が合意され、当該商品の支払いがなされ、同個人購入者への配送が当該住所に宛ててなされた場合、これが商標の加盟国における「取引上の使用」を構成すると解釈すべきか？それとも、このような状況においては、当該商品はこの販売に先立って、問題の加盟国の消費者に直接宛てた又は同消費者向けのウェブサイト上での販売の申出又は広告の対象とされていなければならないといった条件も伴うか？
4. 旧税関規則第 2 条(1)(b) の規定は、質問 1. への回答において示されたものと同様の基準の下で「公衆への頒布」が当該加盟国内で生じていることを、自由流通のための解放の防止と「模倣品」の廃棄に関する規定を加盟国において適用するに当たっての条件とする

² 情報社会における著作権及び関連する権利の特定の側面についての調和に関する欧州議会及び理事会指令 2001/29/EC

ものであると解釈すべきか？

5. 旧税関規則第2条(1)(a)の規定は、質問2. 及び3. への回答において示されたものと同様の基準の下で「取引上の使用」が当該加盟国内で生じていることを、自由流通のための解放の防止と「模倣品」の廃棄に関する規定を加盟国において適用するに当たっての条件とするものであると解釈すべきか？

【CJEUの判示事項】

これらの質問に対して、CJEUは、旧税関規則は知的財産権侵害の存在を確定する目的で新規の基準を導入するものではなく、問題となっている模倣品の販売が著作権情報社会指令、商標ハーモ指令及び共同体商標規則の下で付与された権利に影響を与えるものである場合のみ、当該知的財産権の侵害を根拠として税関当局が旧税関規則に基づく措置を取ることが正当化され得ると説示。その上で、CJEUは、付託された上記質問は、デンマーク最高裁判所が以下の点について質問しているものとして理解しなければならないとする（段落25~26）。

- 旧税関規則の解釈上、知的財産権者が、とあるEU加盟国の領域内に居住する個人に対してEU非加盟国のオンライン販売ウェブサイトを通じて販売された商品に関して、それらの商品が当該加盟国の領域に入り込むその時点で、旧税関規則によって当該権利者に与えられた保護を享受するために、当該販売を、同加盟国において、公衆への頒布の一形態として又は取引上の利用としを構成するものとして、捉えなければならないか？
- 当該販売に先立って、当該商品は同加盟国の消費者に直接宛てた販売の申出又は広告の対象となっていなければならないか？

CJEUによって上記のとおり調整された質問について検討するに当たり、CJEUは、「取引上の使用」に該当する権利者の同意のない同一又は類似の商標の同一又は類似の商品若しくは役務に対する使用を禁止する商標権の効力について確認する（段落27）。これに加えて、著作権情報社会指令の下で著作者に付与される、作品のいかなる形態の「公衆への頒布」も禁止する排他権につき、当該「公衆への頒布」は、少なくとも、販売契約の締結から、公衆の一員への送付による当該契約の履行までの一連の行為によって特徴づけられるとして、そのような状況にある販売業者は、頒布された商品が著作権によって保護されている加盟国においては、販売業者自身によって又は販売業者のためになされたいかなる「公衆への頒布」を生じる行為についても責任を負うと説示（段落28）。その上で、EU法によれば、本件における販売は、デンマークにおいてなされた、著作権情報社会指令上の意味における「公衆への頒布」の一形態であり、商標ハーモ指令及び共同体商標規則上の意味における「取引上の使用」に該当するものであって、当該「公衆への頒布」は、販売及び配送の契約が締結されている場合には立証されたものと解釈しなければならないと付言する（段落29）。

他方で、当該販売行為が EU 域外のウェブサイトを通じてなされている点に関して、CJEU は、たしかに、単にウェブサイトが当該商標によってカバーされている領域からアクセス可能であるからといって、当該事実は同ウェブサイトにおいて表示された販売の申出が当該領域の消費者に直接宛てたものであると結論付ける十分な根拠にはならないとしつつも、当該保護がなされている領域に商品が到着するよりも前の時点であっても、EU 非加盟国から送られてきた商品が当該領域における消費者に向けてなされた、販売、販売の申出又は広告等の商行為の対象である場合には権利侵害となり得る旨を判示してきた旨、Philips 事件 (C-446/09)³等を例示しつつ説示する (段落 31 及び 32)。

これに基づいて CJEU は、EU 内で商標権、著作権若しくは著作隣接権又は意匠によって保護されている商品の偽造や複製が EU 非加盟国から流入した場合に、それらを EU 内で販売することが意図されている旨が証明されたときは、それらは旧税関規則上の意味における「模倣品」又は「海賊版」として分類され得るのであり、特に、それらの商品が EU 内のとある顧客に対して販売され、又は、EU の消費者に対して販売の申出や広告がなされたことと判明すれば、それが証明されたこととなることから、本訴訟事件における状況は、問題の商品が EU 内のとある顧客への販売の対象であったことから、この点を充足するとする (段落 33 及び 34)。

したがって、CJEU は、当該販売が EU 非加盟国のウェブサイトからなされたという事実のみでは、知的財産権者から、当該商品に対して旧税関規則によって付与される保護を奪うには十分でなく、さらには、それら商品が当該販売以前に EU 内の消費者に直接宛てた販売の申出又は広告の対象であったかどうかを検証する必要もないとして、以下の予備的判決を示した (段落 34 及び 35 並びに予備的判決の主文)。

<CJEU の予備的判決>

「旧税関規則は、以下を意味するものとして解釈しなければならない。すなわち、

知的財産権者が、とある EU 加盟国の領域内に居住する個人に対して EU 非加盟国のオンライン販売ウェブサイトを通じて販売された商品に関して、それらの商品が単にそれらの商品の (前述の個人による) 取得のために当該加盟国の領域に入り込むその時点で、旧税関規則によって当該権利者に与えられた保護を享受する。加えて、問題となっているそれら商品が当該販売以前に当該加盟国の消費者に直接宛てた販売の申出又は広告の対象となっていたことを要しない。」

³ 同事件について CJEU は、第三国から EU を通過 (transit) して第三国へ輸送される商品について、たとえそれが明らかな偽造や複製であったとしても、原則として、税関規則上の意味における「模倣品」又は「海賊版」には分類されないこととされ、それゆえに、知的財産権の権利者は、問題となっている製品が EU 域内での販売が意図されていることが証明されない限り、通過荷物に対する法的措置を講ずることができない旨を判示した。詳細については、文末に示した、Philips 事件 (C-446/09) 等について CJEU が示した旧税関規則の解釈に関する欧州知的財産ニュースを参照のこと。

【解説】

本予備的判決は、模倣品・海賊版の撲滅を目指すブランド企業にとってこの上ない朗報となった。特に、今後、本年 1 月に発効した新税関規則においては、インターネット販売等を通じた小規模貨物として輸送される模倣品・海賊版に対し簡素化された手続が導入され、押収された商品を権利者の関与なく廃棄することが可能となっているところ、本件において問題とされたような小口の個人輸入のケースにおいては、EU 加盟国の税関における廃棄処分が積極的に実施されていくものと予想される。今般の予備的判決によって、模倣品・海賊版との戦いにおいて、EU 当局は極めて実効的な武器を装備したと言えそうである。

なお、EU 加盟国間でもこのようなインターネット経由の模倣品・海賊版の個人輸入の税関での取扱いが分かれていたことに加え、欧州の消費者団体は、個人使用のための模倣品の購入は知的財産権侵害を構成しない旨の主張をしていたこともあり⁴、本件は、政治的な面で取扱いに注意を要する、非常に微妙な問題であったように思われる。

この点でとりわけ興味深いのは、デンマーク最高裁判所及び CJEU の双方とも、個人使用目的による模倣品・海賊版の輸入については積極的に議論を行っていないことに加え⁵、CJEU が最終的に、海外のウェブサイトを通じて EU 加盟国における知的財産権侵害品の販売を EU 域内に居住する者に販売した「販売業者側の行為」に注目し、これを、知的財産権侵害を構成するものとして、税関での模倣品・海賊版の廃棄を認めるべき旨の EU 法の解釈を行った点である。このアプローチにより、一方では、加盟国ごとの個人輸入の知的財産法上の取扱いの差異に関する検討や消費者団体の主張との衝突を回避することが技術的に可能となっている。そして、他方では、EU におけるブランド・デザイン等の実効的な保護を阻む元凶が海外の模倣品・海賊版の販売業者であるとの認識を EU 内で共有することで、それらが EU 域内に供給する模倣品・海賊版の税関当局による廃棄を正当化するとともにこれに対する公衆による許容を促す政治的な効果も生んでいるように思われる。

— CJEU の判決文は、以下参照 —

[JUDGMENT OF THE COURT \(Second Chamber\) 6 February 2014 \(Case C-98/13\)](#)

⁴ 知的財産関連情報誌「Managing Intellectual Property 誌」の 2 月 10 日付けのウェブ上の会員向け記事「FORTRESS EUROPE REINFORCED BY ROLEX RULING」(James Nurton 氏執筆)では、以下の言及がなされている。「Until now, there had been uncertainty about whether Customs authorities could seize goods in such circumstances, with courts taking different views. “In some countries, this decision will not make a difference, but in other countries it will,”……」, 「The case attracted considerable attention,……while consumers associations argued that there was no infringement where people bought such products for their own personal use.」

⁵ デンマーク最高裁判所は、個人使用目的の模倣品・海賊版の購入はデンマーク法上、違法ではないと明言している(本稿第 1 ページの【背景】参照)。なお、CJEU は本予備的判決において、その点について言及・検討すらしていない。

— 新税関規則に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州議会，税関における知的財産権の権利行使に関する新規則を採択（2013年6月11日）](#)

[\(PDF\)](#)

[EU理事会，税関における知的財産権の権利行使に関する新規則案に合意（2013年3月13日）\(PDF\)](#)

[欧州委員会，税関における知的財産権の権利行使に関する規則案を公表（2011年5月29日）](#)

[\(PDF\)](#)

— Philips 事件（C-446/09）等について CJEU が示した旧税関規則の解釈に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州連合司法裁判所，EU域内の税関を通過する製品に対する権利行使について判示（2011年12月4日）\(PDF\)](#)

(以上)